

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-179	民間企業における人手不足対策及び求人状況についての調査役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年1月23日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年11月19日(水)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。
(別紙参照)

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 入札に関する条件 仕様書2.2.1 a)～d)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.2.1 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

（提出期限：令和7年 10月 23日（木） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 11月 17日 (月) までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 松井 電話 03-3268-3111 内線20814

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

ア 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）の「調達における情報セキュリティ基準」適合を過去に受けた実績を持つ者であること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については虚偽が無いものとする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

10月23日（木）12：00

仕 様 書		
件 名	民間企業における人手不足対策及 び求人状況についての調査役務	作成年月日 令和7年9月25日
		人事教育局人事計画・補任課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、求人状況や省人化施策等についての調査役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を構成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- a) 「著作権法」（昭和45年法律第48号）
- b) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）
- c) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）
- d) 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」（防装庁（事）第137号。4. 3. 31。以下「情報セキュリティ通達」という。）

2 役務の実施に関する要求

2.1 契約期間

契約日から令和8年1月23日（金）までとする。

2.2 本事業の実施体制

2.2.1 体制の確保等

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実にを行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) a)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

- c) a)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- d) 官側から意見交換を求められた際は、それに対応できる態勢を確保すること。

2.2.2 第三者に係る取扱い

- a) 契約の相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用しないこと。

2.3 本役務の目的

令和6年、総理を議長とする関係閣僚会議が設置されたように、少子化や労働人口の減少により、我が国が深刻な人手不足社会を迎える中において、自衛官の人材確保が喫緊の課題となっている。ただでさえ新規採用が不足している中、防衛省・自衛隊としても必要な対策に取り組む必要がある。

深刻な人手不足は民間企業においても同様であるところ、民間企業における対策について調査を行うこと、また深刻な人手不足に関する統計データ等を収集することで、防衛省・自衛隊における自衛官の人材確保の施策検討の資とすることを目的とする。

2.4 本役務の内容

本役務においては、以下の事項を実施する。

- a) 民間企業、特に運輸業、建設業、小売業、製造業、警備業における業務の人手不足対策の例の調査
深刻な人手不足は民間企業も同様であるところ、民間企業のうち特に労働集約型の企業において実施している人手不足対策（省人化や雇用対象者の拡大等）の例について調査するとともにそれらの効果について検証した結果をまとめた上、官側に報告すること。
- b) 人手不足対策の例を挙げた業界における就労人数、新規就職者数の推移（平成元年以降）
報告に当たってはグラフも作成すること。
- c) 基礎データの収集・整理
防衛省・自衛隊において人材確保の施策の検討に当たり必要な基礎データとして調査し、官側に報告すること。報告に当たってはグラフも作成すること。調査項目は以下のとおり。
 - 平成元年以降における高校新卒及び大学新卒で就職した人数の推移、及び高校新卒及び大学新卒に占める当該人数の割合（新卒の就職率）の

推移。

- 平成元年以降の高校新卒、大学新卒の人数及び求人倍率の推移
- 平成元年以降の民間企業全体の採用充足率及び採用者数（高卒、大卒別）の推移
- 平成元年以降の各都道府県ごとの大学進学率、高卒就職率及びそれらの実人数の推移
- 平成元年以降の各都道府県の人口の推移、世代別人口の推移、出生率の推移、令和32年（2050年）までの同推計
- 令和6年度における各都道府県の人口ピラミッド、令和32年（2050年）までの5年ごとの同推計
- 平成元年以降の米国、ドイツ、イタリア、フランス、カナダ、イギリス（G7国）及びオーストラリア、中国、韓国の人口の推移、世代別人口の推移、出生率の推移
- 「世代別」は5歳ごとを基準とする。

3 実施要領

3.1 体制表の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本役務に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出すること。

3.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本役務に係る実施計画書を作成し、官側に提出すること。

3.3 官側への中間報告

契約の相手方は、官側と調整の上、実施内容等について契約締結後1月後を目途に、官側に本役務の進捗等を記載した中間報告書を作成し、指示を受けること。その際、官側より最終報告書に関する指示も行うのでそれを踏まえ最終報告書を作成すること。また、その他官側から参加を要請された会議へ参加すること。

3.4 最終報告書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本役務の成果を取りまとめた最終報告書を日本語で作成すること。また、最終報告書において、日本語以外の資料を引用する場合には、日本語訳を付けること。

3.5 その他

中間報告書及び最終報告書には記載したデータの出典を明記すること。

4 提出書類等

4.1 提出書類

契約の相手方は、表 1 に示す提出書類を防衛省人事教育局人事計画・補任課に提出すること。

表 1 提出書類

番号	名称	提出時期	媒体
1	体制表	契約後速やかに	電子媒体（メールで送付）
2	実施計画表	契約後速やかに	電子媒体（メールで送付）
3	中間報告書	契約後 1 か月目途	書面 1 部及び電子媒体（メールで送付）
4	最終報告書	契約納期まで	書面 1 部及び電子媒体（メールで送付）

※ 提出書類は、Microsoft Office を用いて作成し、作成したファイルを官側が指定するメールアドレスあて提出すること。

4.2 提出場所

東京都新宿区市谷本村町 5-1 防衛省人事教育局人事計画・補任課

5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙のとおり取り扱うこと。

6 その他

6.1 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6.2 情報保全

6.2.1 体制の確保

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 5 項第 4 号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取扱うものとする。）として取扱われることを保障する履行体制

- b) 保護すべき情報等について、官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
- c) 保護すべき情報等について、官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して、指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

6.2.2 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した情報の取扱い

- a) 契約の相手方は、6.2.1 に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害されるおそれが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。
- b) 業務の遂行において契約の相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約の相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図ること。
- c) 契約の相手方は、本役務の履行に当たって、以下の事項について遵守すること。契約の相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に基づき、適切に管理する。細部については、表2のとおりとする。

表2 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	—

6.3 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.4 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するも

のとする。

6.5 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合には、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるものとする。

6.6 資料の貸与

契約の相手方は、本役務の実施にあたり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、報告書等を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。
- 2 この契約において作成した報告書等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる報告書等の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される（以下「留保著作権等」という。）。
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した報告書等の著作権を官側に譲渡することとし、報告書等の納入時に**属紙第1**「報告書等に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないこととし、報告書等の納入時に**属紙第2**「報告書等に関する著作者人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、報告書等に関する著作権等の留保を主張する場合は「報告書等に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3**「報告書等に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

報告書等に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した報告書等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

報告書等に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

報告書等に関する留保著作権等内訳書

報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書により，乙に留保される著作権等の内訳は，次のとおりです。

<p>該当範囲</p>	
<p>該当箇所</p>	
<p>理由</p>	

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号									
	調 達 要 求 番 号									
	調 達 要 求 年 月 日									
	作 成 部 課	人事教育局人事計画・補任課								
	作 成 年 月	令和7年9月25日								
品 名	民間企業における人手不足対策及び求人状況についての調査事業									
仕 様 書 番 号										
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後の具体的政策・運用構想</td> <td>防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報</td> <td>官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p>			保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考							
今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。								